

府営住宅建替事業における長期的な視野に立った取組み等について

建設事業評価委員会での指摘事項について

本委員会でこれまで指摘のあった、「建替えの基本方針」、「コミュニティの維持・形成」、「周辺環境との整合」、「計画戸数の設定」等の事項について、『事前評価論点整理表・府営住宅（平成 13 から 16 年度建設事業評価委員会で審議された論点の整理）』の内容に留意しながら取り組んでいく。

環境配慮の取組みについて

大阪府では、建築物の総合的な環境配慮の取組みを促進する制度の条例化を目指しており、建築物の環境配慮の取組みを評価する方法として、国などが開発した「建築物総合環境性能評価システム」いわゆる「CASBEE」を基本に、現在、府独自の評価方法を構築中である。

そのため、現時点では各府営住宅団地での評価結果の予測等を行うことはできないが、府営住宅における今後の対応等については、本制度の検討の進捗状況を睨みながら、検討を進めていく。

府営住宅の整備のあり方について

平成 17 年 2 月に大阪府住宅まちづくり審議会に対し、大阪府における新しいまちづくり政策の基本的方向について諮問がなされ、審議が行われているが、この中で、府営住宅の整備のあり方についても議論が行われている。

当該審議会での議論も踏まえ、今後の府営住宅の整備のあり方について検討するとともに、その検討結果を今後の建替事業に反映させていく。

緑化の推進について

大阪府自然環境保全条例の一部改正についてパブリックコメント手続きが実施され（平成 17 年 7 月 8 日～8 月 8 日）、一定規模以上の民間建築物についても緑化が義務付けられることとなり、これにあわせて府有施設についても緑化計画の策定や公表が義務付けられる予定である。

今回、審議対象の 5 団地については、パブリックコメント手続きで示された民間建築物の緑化基準案も守られていることを確認している。

今後とも緑の創出によるヒートアイランド対策や都市の魅力アップ等に対応するため、府営住宅の積極的な緑化を進めていく。